平成１８年（フ）第７９２号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目10番地５
破産者　株式会社東海建設
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３８６号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目194番２号
破産者　株式会社一誠コーポレーション
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８０７号
神奈川県小田原市上新田32番地の２飯田ハイツＢ棟102号室
破産者　株式会社大湘
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８９号
岐阜市若宮町６丁目１番地
破産者　花清こと　加藤　清一
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８４号
愛知県豊田市和会町石亀42番地３
破産者　丸弥建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
愛知県安城市城南町１丁目17番地１
破産者　株式会社Ｅ・Ｖｉｃｔｏｒｙ
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１号
山口県萩市大字山田4268番地の４
破産者　有限会社時乗建設
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２０９号
福岡市南区塩原４丁目２番18号
破産者　株式会社キャスト
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４３０号
福岡市中央区天神１丁目10番24号
破産者　株式会社福博堂薬局
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４４号
佐賀県西松浦郡有田町岩谷川内３丁目１番８号
破産者　大坪　公子
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２５９号
長野県安曇野市豊科南穂高175番地
破産者　菊池　　薫（旧姓前田・丸山）
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６５８０号
大阪府阪南市光陽台２丁目２番16号　鈴木里佳方、開始決定時の住所大阪府阪南市箱作2878番地の11
破産者　鈴木　康太
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２号
仙台市青葉区角五郎２丁目６番20―103号
破産者　五十嵐史郎
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０８号
愛知県一宮市萩原町萩原1444番地５、開始決定時の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字八丁堀４番地１
破産者　熊崎　幹男
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２８５号
広島市西区己斐中３丁目30番６号
破産者　藤田　英彰
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５号
福島県伊達市梁川町粟野字中通19番地５
破産者　大竹　光雄
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１９６号
福島県伊達市梁川町南本町34番地７　リーヴメゾン103、開始決定時の住所福島県伊達市梁川町二野袋字上通17番地３
破産者　大竹　和子
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２８９０号
横浜市鶴見区上の宮１丁目11番11号
破産者　篠田　幸夫
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部